

各局長・独立機関事務局長 様

財 政 局 長
(財政部財政課扱い)

平成 23 年度当初予算編成方針について (通達)

平成 23 年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

国は、政権交代後の初めての本格的な予算となる平成 23 年度予算を、「新成長戦略」を着実に推進し、元気な日本を復活させるために極めて重要な予算であると位置づけ、元気な日本を復活させるためには予算の構造改革が不可避であるとして、政府一丸となってこれを実現するため、「概算要求の組替え基準」を 7 月 27 日に閣議決定した。

この組替え基準では、予算の重点配分の仕組みとして「元気な日本復活特別枠」を設定する一方、ムダづかい根絶や総予算の組替えに政府を挙げて徹底的に取り組み、6 月 22 日に閣議決定した「財政運営戦略」に基づく「歳出の大枠」(約 71 兆円) を堅持し、国債発行額についても平成 22 年度の当初予算の発行額 (約 44 兆円) を上回らないよう全力をあげるとしている。

具体的な要求基準では、年金・医療等に係る経費は、自然増 (1 兆 2.500 億円) の範囲内で、できる限り合理化・効率化に努めることとしているほか、地方交付税や「高校の実質無償化」、「農業の戸別所得補償」、「高速道路の無料化」等を除いた経費については、対前年予算の 10% 削減を行うこととしている。

地方財政については、「財政運営戦略」の財政運営の基本ルールを踏まえた中期財政フレームにおいて、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、平成 22 年度の水準を下回らないよう確保するとしている。

しかしながら、国の概算要求の状況は、「歳出の大枠」を大幅に超過するとともに、国債費の増加や財源確保の課題もあり、今後の予算編成も不透明な要素が多く、地方交付税をはじめ、ひも付き補助金の一括交付金化や子ども手当などについて、国の動向を注視しつつ、できる限りの情報収集を行っていく必要がある。

2 本市の財政状況

平成 21 年度一般会計決算では、実質収支は約 34 億円（うち 15 億円は、平成 22 年度当初予算の歳入予算に繰越金として計上済み）の黒字となったが、経常収支比率（税などの経常一般財源を人件費、扶助費、公債費などの経常的事業で使っている割合）は 90.9%で、財政の硬直性は依然として高い状態である。（平成 15 年度：81.7%、平成 16 年度：85.6%、平成 17 年度：81.1%、平成 18 年度：83.5%、平成 19 年度：87.3%、平成 20 年度：90.9%）

一方、平成 22 年度の当初予算編成では、2 年続けて経常的経費の総額抑制を行うとともに、政策的経費についてもマイナスシーリングを実施し、予算の「選択と集中」を徹底したところであるが、33 億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。

現時点では、景気の先行きが不透明ななか、市税の大幅な増加も見込めない状況にあり、また、基金残高総額も年々減少しており、増加する財政需要に的確に対応できるよう、その財源確保を図る必要がある。

こうした中、平成 23 年度予算編成に当たっては、22 年度同様、市税、地方交付税などの一般財源総額の増は見込みにくく、また、義務的経費においては、人件費が定員管理計画の推進などにより減少する見込みであるものの、生活保護費をはじめとする扶助費や公債費の増加により、必要となる一般財源の増加が見込まれ、財政運営は引き続き厳しい状況にある。

また、第 2 次総合計画の 2 年目として、23 年度に取り組むことが必要な事業等を推進していくには、歳入の確保を一層推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる無駄な支出の削減など、予算の重点化の取組みが必要である。

3 平成 23 年度予算編成方針

（1）基本方針

平成 23 年度予算は、本市の着実な発展を目指し、財政の健全性の確保に十分留意しつつ、以下の基本方針のもと予算編成を行う。

第 2 次総合計画に沿った予算の重点配分

第 2 次総合計画における政策体系に基づき、真に本市の発展に繋がる施策・事業を中心に効率的な予算配分を行う。

特に、政策形成会議において、平成 23 年度の重要政策に位置付けられた、次の 4 つの柱に資する施策・事業に必要な予算を確保する。

ア 魅力あふれる交流・創造都市への転換

イ 快適で高品質な都市基盤の確立

ウ 安全・安心な生活環境の整備

エ 持続可能な環境共生都市の実現

行財政改革推進大綱実施計画の確実な実施

歳入の確保と歳出の徹底した見直しを行い、行財政運営の効率化を図るため、行財政改革推進大綱実施計画に基づく取組みを的確に予算に反映させる。

(2) 具体的な取組み

以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うものとする。また、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

< 全般的事項 >

当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。

既存のすべての事務事業についてゼロから見直しを行ったうえ、真に必要なもののみ要求すること。

また、新規事業の創設、既存事業の拡充については、既存事務事業の廃止・縮小を行ったうえで（スクラップアンドビルド方式により）要求すること。

経営管理局（経営企画課、行政管理課）が実施する「新行政評価（試行）」、「2次総重点事業にかかる進行管理システム（旧事務事業評価システム）」の対象となっている事業については、評価結果を反映した内容で要求すること。（必ず評価シートを添付すること。）

国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られる見込みがない場合においては、予算計上しない（減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを行わない。）ので、予算要求をしないこと。

国県補助金等を財源に実施している事業の制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。

ひも付き補助金の一括交付金化の対象事業は、今後、国において決定される制度、内容により、要求の修正、調整を行う。

< 歳入に関する事項 >

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

市税・保険料等

市税や国民健康保険料等各種債権については債権管理計画の着実な推進に努め、その確保に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。

使用料・手数料

使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。

料金改定等により増収が図れる場合は、その収入相当額の事業要求を認める。

未利用財産の処分

未利用財産については、その収入相当額の事業要求を認めるので、保有資産の再点検を行い、積極的に処分を検討し、財源の確保を図ること。

新たな財源確保

広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源については、その収入相当額の事業要求を認めるので、積極的に検討すること。

< 歳出に関する事項 >

経常的経費

ア 枠配分経費

局ごとに、別途財政課から示す一般財源額（平成 22 年度当初予算一般財源から旅費、消耗品費の 5 %相当額を減した額）を上限とし、平成 21 年度の決算状況を踏まえた確な予算案を作成すること。使用料の料金改定等による経常的収入の増加による事業費増の要求は認める。

イ 人件費

定員管理計画に基づき業務の効率化・人員配置の適正化を図るとともに、人件費の抑制・縮減に努め、必要額を要求すること。

ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改正等の動向に十分留意し、的確に予算に反映するように努めること。市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、抑制に努めること。

政策的経費

ア 平成 23 年度の新規重点施策・事業（ソフト事業）

経営管理局（経営企画課）より示された方針に沿って、内容を十分精査し、必要額を要求すること。（ただし、「下記ク その他の政策的経費」の要求基準を満たしていることが前提である。）

イ 投資的経費

（ア）第 2 次総合計画に基づく事業

ア 補助・直轄事業については、経営管理局（経営企画課）が内示した金額を上限に要求すること。

なお、補助要望を行う場合は、必ず財政課と事前協議をすること。

b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで、経営管理局（経営企画課）が内示した金額を上限に要求すること。

c その他の市単独事業（施設整備事業（箱物）等）については、経営管理局（経営企画課）が内示した金額・内容の範囲内で規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

また、あわせて、施設完成後の運営体制、運営経費等については既存の事業の見直し等により財源を生み出すこととし、説明資料を提出すること。

(イ) その他の事業（総事業費 50,000 千円未満の事業）

a 例年計上する事業は、平成 22 年度当初予算を上限として要求すること。

b 臨時的な事業は、事前に財政課と協議し要求すること。

(ウ)(ア)及び(イ)の事業については、各局において事業ごとに優先順位を付して要求すること。

(エ) 公共事業コスト構造改善に関する第 3 期行動計画を予算に反映させること。

(オ) 用地取得費（補助事業（地方特定道路整備事業を含む。）で行う用地費を除く。）は、土地取得等検討委員会で承認されたもの以外は要求できないので注意すること。

ウ 繰出金

特別会計及び企業会計への繰出金は、十分精査し、必要額を要求すること。

ただし、各会計への繰出金のうち一般行政経費に充当する額については、旅費、消耗品費の 5 %相当額を減した額とすること。

エ 出資金、貸付金及び積立金

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

オ 補助金・負担金・交付金（以下「補助金等」という。）

平成 21 年 9 月 25 日付け静財財財第 1332 号財政局長通知により、見直し対象となっている補助金等については、見直し結果を反映した要求とすること。

カ 臨時的経費

施設の長寿命化、環境対応、システム改修等で将来の負担軽減効果のある臨時的な事業などは、事前に財政課と協議し要求すること。

キ 新たな歳入確保等によるインセンティブ

広告収入等による新たな財源確保や未利用財産の処分等により増収が図れる場合は、その収入相当額の事業要求を認めるので、事前に財政課と協議し要求すること。

（ただし、保留地処分金など、すでに事業の財源として見込んでいるものを除く。）

ク その他の政策的経費

上記以外のその他の経費（新規事業の創設、既存事業の拡充を含む。）は、局内の既存事

務事業（枠配分経費を含む。）の再編・整理、廃止、縮小、統合等の見直しをしたうえで、平成 22 年度当初予算（臨時的なものを除く。）を上限として要求すること。

この上限については、「アの局ごとに別途財政課から示す枠配分経費の一般財源額」、「イ、（イ）aの例年計上する総事業費 50,000 千円未満の投資的経費」から融通して要求することも可能であること。

（3）特別会計・企業会計

特別会計及び企業会計についても、上記（2）に準じて具体的な取組みを進めること。

特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、収益の確保、経費の削減などにより、一層の経営の合理化に努めること。

特に病院事業会計については、病院改革を推進し、一般会計からの繰入金の減額を図り要求すること。

（4）その他の留意事項等

出資団体及び各種団体等の経営・経理状況を十分把握するとともに、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。特に補助金等の削減について、団体等の理解を求めること。

附属機関等（審議会、協議会等の外部の合議制機関）を新たに設置しようとする場合は、経営管理局（行政管理課）との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。

監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算に的確に反映させること。